

防地在第15016号
令和5年7月7日

北海道防衛局管理部長
東北防衛局企画部長
北関東防衛局管理部長
南関東防衛局管理部長
近畿中部防衛局企画部長 殿
中国四国防衛局企画部長
九州防衛局管理部長
沖縄防衛局管理部長
東海防衛支局次長

地方協力局在日米軍協力課長
(公 印 省 略)

駐留軍の航空機事故等における緊急見舞金の支給に係る運用の指針について（通知）

駐留軍の航空機事故等における緊急見舞金の支給について（防地在（事）第168号。令和3年7月1日。以下「通達」という。）の統一的な運用を図るため、下記のとおり定めたので、適切に対応されたく通知する。

記

1 地方協力局在日米軍協力課との事前調整

通達第1の規定により見舞金を支給するに当たっては、予算の確保（示達）が必要になることから、各地方防衛局及び東海防衛支局の緊急見舞金支給の担当部署（以下「局担当部署」という。）は、地方協力局在日米軍協力課の担当部署（以下「地協局担当部署」という。）と事前に調整を行い、必要な予算が確保できることを確認した上で、これを行うものとする。この場合においては、通達の趣旨に照らし、被害の状況、支給を必要とする理由、支給する金額その他の緊急見舞金の支給の妥当性を裏付ける具体的な情報に基づいて、調整するものとする。

2 支給金額

通達別表に定める緊急見舞金支給基準において支給する上限のみが定められた被害に関する支給金額については、被害の程度に応じ、次の表に掲げる支給金額とする。ただ

し、個別の事情により、本表により難しい場合にあっては、局担当部署は、地協局担当部署との調整を経て、通達別表の範囲において別の支給金額とすることができるものとする。

被害内容		被害の程度	支給金額（円）
人身被害	軽傷	15日以上30日未満の加療見込の場合	50,000
		15日未満の加療見込の場合	30,000
物損	その他	住居・家屋の半壊及び同等の被害の場合	50,000
		上欄以外	推定される損害額を超えない 30,000以内の額